

試算 4（10 年間で 3 回の改定）（使用料と資本費に着目した改定）

試算 1～3 の結果を踏まえて、使用料改定を 10 年間で段階的に 3 回、3 年ごとに行うこととし、その時期を令和 5 年度（2023 年度）、令和 8 年度（2026 年度）、令和 11 年度（2029 年度）としました。

まず 1 回目、令和 5 年度（2023 年度）の改定では、総務省が示す下水道使用料の最低限の目安 1 m³/月あたり 150 円（家庭用使用料 20 m³/月あたり 3,000 円）とします。改定率は約 16%と試算されます。

2 回目、令和 8 年度（2026 年度）の改定では、平成 18 年（2006 年）に下水道審議会から答申された、資本費の 50%を賄うこととします（P26 参照）。その際の改定率は、約 10%となります。

3 回目、令和 11 年度（2029 年度）の改定では、資本費の 60%を賄う改定とします。その際の改定率は、約 12%となります。